

事 務 連 絡  
平成 2 3 年 6 月 1 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長

救急救命士の行う救急救命処置及び資器材の管理について

消防機関に勤務する救急救命士にあつては、その職務の適正な遂行のため、厳格な服務規律の確保、法令の遵守が求められており、各消防本部におかれましては、消防職員の服務規律の確保に日々努められていることと存じます。

しかしながら、今般、救急救命士が、勤務時間外に自らが勤務する消防署から不当に持ち出した資器材を用いて、心肺停止前の傷病者に対して医師の指示を受けずに静脈路確保を実施するという事案が発生いたしました。

当該行為は、関係法令に抵触する可能性のある行為であります。

つきましては、下記に留意の上、適正な救急業務の遂行が図られるよう、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する組合を含む。）及び地域メディカルコントロール協議会等の関係団体に対し改めて周知徹底されるようお願いいたします。

記

- 1 救急救命士として勤務するにあたっては、地方公務員法、救急救命士法など関係法令を遵守して適正な救急業務を遂行すること。
- 2 救急業務に使用する資器材について、適正な管理を徹底すること。

連絡先  
消防庁救急企画室  
谷 本・鮫 島・橋 口  
電話 03-5253-7529  
s.hashiguchi@soumu.go.jp

(プレス用)

## 職員の懲戒処分について

1 処分日時 平成23年5月31日

2 処分内容 停職6か月(平成23年5月31日から平成23年11月30日)

3 処分を受ける職員 石岡市石岡消防署勤務  
消防司令 救急救命士 男性 (54歳)

### 4 処分内容

被処分者は、平成23年4月14日午後0時30分ごろ、静岡県内東名高速道路下り線218Kポスト(掛川インターと袋井インター間)において発生した交通事故に対し、当消防本部の救急救命士64歳が事故の怪我人に救命処置(静脈路確保)を行いました。

この行為については、関係法規に抵触する可能性がある処置と考えられます。法令に基づき市民の生命、身体を守る消防職員が法令に抵触する救急処置をおこなったことは、市民の消防職員に対する信用、信頼を著しく傷つけるものである。

よって、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により停職6か月の懲戒処分を行ったものである。

なお、当該職員の上司の監督責任として、消防長、消防次長、警防課長、石岡消防署長、副署長に対して訓告を行った。